

報告第30号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年12月13日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第16号

損害賠償の額の決定について

市有地における事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和3年11月26日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

長岡京市久貝2丁目在住の女性

2 事故の概要

令和3年10月17日午前11時30分頃、長岡京市光風台地内の市有地において、後進で駐車しようとしていた相手方の車両が、市有地内の切り株と接触し、車両に傷が生じた。

3 損害賠償の額

27,104円